

＼ 保育士等保育料支援事業 ／

★事業の概要

姫路市在住で、3歳までの子どもを認可保育所・認定こども園に預けて働く場合、負担する保育料の半額を支援します。

★対象となる人

以下の①～⑤にすべて当てはまる人

- ① 姫路市内の私立保育所・認定こども園で保育士または保育教諭として勤務している人
- ② 雇用契約において、労働時間が「月120時間以上」と定められている人
- ③ 姫路市民の人
- ④ 同一世帯の0～2歳の子ども★1を養育している人
★1：満3歳到達日後の最初の4月1日を迎える前の子ども
- ⑤ ④の子どもを認可保育所・認定こども園に預けている人

★支給される金額

以下の①、②のいずれか少ない額

- ① 事業者（勤務先）が支給する額
 - ② 負担した保育料（年額）の2分の1の額
- ※1,000円未満は切り捨て



★申請に必要なもの

- ・保育所等入所決定通知書の写し
- ・保育料決定通知書の写し
- ・保育士証・幼稚園教諭免許状の写し（両方持っている方は両方）
- ・その他申請書類（※事業者（勤務先）の指示に従ってください。）

申請は事業者（勤務先）を通じておこなっていただきますので、事業の利用を希望される方は事業者（勤務先）へご相談ください。